

## 参考資料

### 資料1 計画の策定経過

#### ■令和3年度

令和4年2月2日(水) ~2月18日(金)	アンケート調査の実施 ・小学5年生・中学2年生アンケート (配布数:3,697人・回収数:2,866人) ・小学5年生・中学2年生保護者アンケート (配布数:3,697人・回収数:2,822人)
--------------------------	---

#### ■令和4年度

令和4年7月22日(金) ~8月22日(月)	ヒアリング調査の実施 対象:春日部市主任児童委員連絡会、春日部市第6保育所、春日部市社会福祉協議会、かすかべひつじ食堂、学習支援の会ドルトン
令和4年9月28日(水)	第1回 春日部市青少年健全育成審議会 ・春日部市子どもの貧困対策推進計画(案)について(諮問)
令和4年10月4日(火)	第1回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会
令和4年10月12日(水)	第2回 春日部市青少年健全育成審議会 (第1回専門部会)
令和4年10月17日(月)	第2回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会
令和4年10月26日(水)	第3回 春日部市青少年健全育成審議会 (第2回専門部会)
令和4年11月2日(水)	第3回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会

令和4年11月14日(月)	第4回 春日部市青少年健全育成審議会
令和5年1月4日(水) ~2月2日(木)	市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施 提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参 意見数 6件
令和5年2月9日(木)	第4回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定 検討委員会
令和5年2月10日(金) ~2月16日(木)	第5回 春日部市青少年健全育成審議会(書面)
令和5年2月27日(月)	春日部市子どもの貧困対策推進計画 (かすかべっ子 幸せ応援プラン(案))について(答 申)

## 資料2 策定体制（春日部市青少年健全育成審議会・庁内検討委員会）

○春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年10月1日条例第187号）

---

（設置等）

第1条 青少年の健全な育成に関する事項を調査審議するため、春日部市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（委員）

第2条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）住民組織を代表する者

（4）児童福祉及び青少年関係団体の関係者

（5）商工業関係者

（6）青少年関係機関の職員

（7）学識経験者

（8）公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成20年条例22号・23年26号〕

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（専門部会）

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

（意見聴取等）

第6条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

一部改正〔平成30年条例6号〕

(審議会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月20日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日条例第26号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職など	備考
1号委員	高野 正晴	春日部市小学校長会	
	永野 修	春日部市中学校長会	
	関 正一	春日部ブロック校長会	
	山田 農久	春日部市社会教育委員	
2号委員	海老原 瞳	春日部市PTA連合会	
3号委員	並木 素生	春日部市自治会連合会	
4号委員	宇井 つぎ子	春日部市地域子育て支援協議会	
	小保方 敏美	青少年育成春日部市民会議	
	高山 まさ子	春日部市子ども会育成連絡協議会	
5号委員	池田 稔	春日部商工会議所	副会長
6号委員	春木 裕成	春日部警察署	
	土田 正宏	埼玉県東部地域振興センター	
7号委員	石塚 勝美	共栄大学	会長
8号委員	鈴木 京子	公募に応じた者	

## 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会要綱

### (設置)

第1条 本市の子どもの貧困対策推進計画を策定するため、春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子どもの貧困対策推進計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、こども政策課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども相談課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

### (この要綱の失効)

2 この要綱は、春日部市子どもの貧困対策推進計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

### 別表（第3条関係）

生活支援課長	生活支援課保護担当課長	障がい者支援課長	保育課長	保育課施設 担当課長	介護保険課長	学務課長	指導課長
--------	-------------	----------	------	---------------	--------	------	------

### 資料3 諮問・答申

#### 諮問

春こ政発第1809号

令和4年9月28日

春日部市青少年健全育成審議会 様

春日部市長 岩谷 一弘

春日部市子どもの貧困対策推進計画（案）について（諮問）

春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年10月1日条例第187号）第1条第2項の規定により、春日部市子どもの貧困対策推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

#### 答申

春青審発第12号

令和5年2月27日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市青少年健全育成審議会  
会長 石塚 勝美

春日部市子どもの貧困対策推進計画  
（かすかべっ子 幸せ応援プラン（案））について（答申）

令和4年9月28日付け春こ政発第1809号で諮問のあった春日部市子どもの貧困対策推進計画（かすかべっ子 幸せ応援プラン（案））について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、春日部市生活状況アンケート調査結果を分析し市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された春日部市子どもの貧困対策推進計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身とともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、一人一人が夢や希望を持つことができるようにするという目的を達成するための計画です。

子どもの貧困を家庭のみの責任とすることなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識や、子どもの貧困に対する理解を深めるよう、市民や公共団体、企業・団体などと連携・協働によって推進してください。

なお、春日部市子どもの貧困対策推進に当たっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

春日部市子どもの貧困対策推進計画に基づく取組の推進に当たって

- (1) 審議過程において出された意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に取り組まれない。
- (2) 従来の周知方法では、情報が届いていない現状を踏まえ、必要としている全ての子どもや家庭に情報を届けられるよう努められたい。
- (3) 真に支援を必要としている子どもたちに、確実に支援が届くような仕組み作りに努められたい。
- (4) 従来地域福祉を担ってきた市民が、社会情勢の様々な影響により地域福祉を担えなくなっている現状を踏まえ、事業の構築に努められたい。

## 資料4 用語解説

本計画書に使用されている主な（\*の付いた）用語の解説について、五十音順で記載しています。

### NPO

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、民間企業などの営利企業とは異なり、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体のこと。

### 向社会性

相手の気持ちを理解、共有し(共感)、自分よりも相手を優先させようとする心情や行動のこと。

### こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関。

### 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成している。

### 子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

### 子ども食堂

子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、父母の離婚等により父または母がいない児童を養育している方に手当を支給する制度。



## サードプレイス

「第三の場所」を意味し、自宅（第一の場所）、学校や職場（第二の場所）とは別の居心地のいい居場所のこと。アメリカの都市社会学者レイ・オルデンバーグが、その重要性を説いた。義務や必要性に縛られるのではなく、自らの心に従い、進んで向かう場所。趣味をしたり、息抜きをしたりできる、心安らぐところで、その場所は人により千差万別である。たとえば、一人で通うお気に入りの静かなカフェ、音楽の趣味を共有できる仲間たち、一緒に体を動かすグループなどを指すこともある。

## 裁判外紛争解決手続き（ADR）

訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。

## 重層的

複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴奏支援を実施すること。

## 自立

「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味であるが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」の意味としても用いられている。

## 相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。また、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

## 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）では、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行う機関。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全国の方が利用しやすい「身近に相談できる機関」として、全ての都道府県に設置している。

## 認定こども園

小学校就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類に分類される。

### ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある 18 歳未満の子ども。